

中央道笹子トンネル通行止めに伴う特殊車両の通行について

事故以前に中央道を通行経路として特殊車両通行許可を受けていた車両の通行については、以下のとおりです。

関東地方整備局のHPにある「特殊車両通行許可申請におけるオンライン申請の紹介」のトップページにて、迂回ルートをお知らせしています。

(ホーム→道路→特車オンライン申請)

<http://www.tokusya.ktr.mlit.go.jp/PR/index.html>

■ 車両の諸元が迂回ルートの制限値以内の場合

- 車両の諸元が下記制限値内の場合は、中央道を経路とする許可のまま迂回ルートの通行が可能です。

<迂回ルート>

- ① 「上り」一宮御坂IC～国道20号～大月IC
「下り」大月IC～国道20号～勝沼IC
制限値 (高さ 3.90m 幅 3.0m 長さ 20.0m 車両総重量 40.0t)
- ② 一宮御坂IC～国道137号～県道707号～国道139号～河口湖IC
制限値 (高さ 4.10m 幅 3.0m 長さ 20.0m 車両総重量 25.0t)

■ 車両の諸元が迂回ルートの制限値を超える場合

- 車両の諸元が上記制限値を超える場合は、中央道を通行経路として許可を得ている特殊車両通行許可証・車両諸元・経路の写しと、実際に通行する日付をFAXで甲府河川国道事務所あてに送って下さい。通行の可否についてお知らせします。

■ 新たに特殊車両の通行許可を申請する場合

- 事故対応にあたる車両の新規申請は、最優先にて審査を行います。
- 上記以外の車両については、通常の審査を行います。

■ 問合せ先

国土交通省 甲府河川国道事務所 道路管理第一課 (特殊車両担当)
電話 055-252-9590 FAX 055-251-2593

■ パンフレットサンプル

中央道笹子トンネル通行止めに伴う 特殊車両の迂回ルートのお知らせ

■ 迂回ルート① ■

一宮御坂IC又は勝沼IC～国道20号～大月IC

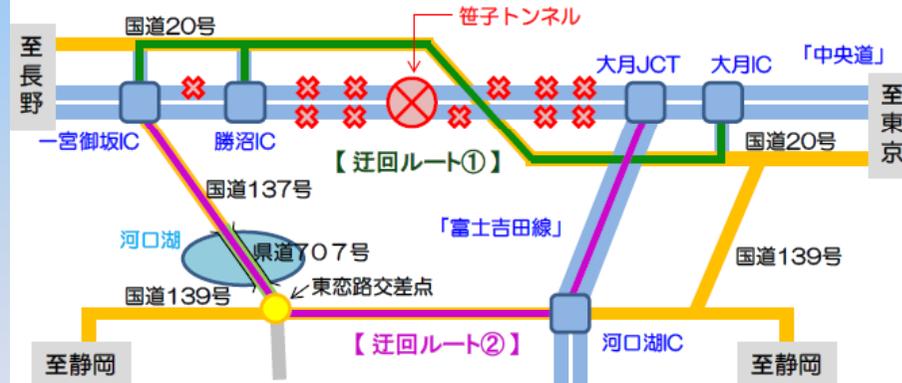
制限値【 高さ 3.90m 幅 3.0m 長さ 20.0m 車両総重量 40.0t 】

■ 迂回ルート② ■

一宮御坂IC～国道137号～国道139号～河口湖IC

制限値【 高さ 4.10m 幅 3.0m 長さ 20.0m 車両総重量 25.0t 】

◆ 迂回ルート図 ◆



上記の迂回ルートの制限値を超える車両の通行については、中央道の通行許可を得ている特殊車両通行許可証・車両諸元・経路(目的地までの)写しと、実際に通行する日付けを、下記問い合わせ先までFAXし、通行の可否について確認して下さい。

問合せ先

国土交通省 甲府河川国道事務所 道路管理第一課(特殊車両担当)
電話 055-252-9590 FAX 055-251-2593